

議案第 1 1 6 号

世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 児童福祉法施行令の改正により、区が児童相談所設置市となることに伴い、東京都から児童福祉施設の設置に係る業務が区に移管されるため、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立児童館条例の一部を改正する条例

世田谷区立児童館条例（昭和38年11月世田谷区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第35条」を「第59条の4第1項の規定により適用される法第35条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。